

和解について（環境局関係）

行政財産使用不許可処分取消請求事件、行政財産使用許可処分請求事件及び土地建物明渡等請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 第1事件原告兼第2事件被告 掛川 修一 第1事件被告兼第2事件原告 大 阪 市 2 大阪地方裁判所 第1事件 平成26年 （行ウ）第127号行政 財産使用不許可処分 取消請求事件、平成 26年（行ウ）第203号 行政財産使用許可処 分請求事件 第2事件 平成27年 （ワ）第9996号土地 建物明渡等請求事件	第1事件原告兼第2事件被告（以下「原告」という。）は、平成9年11月10日以降、西淀川区千舟2丁目36番2の市有地及び同土地上に存在する本市所有の建物（以下「土地建物1」という。）について、毎年度、市長から行政財産使用許可処分を受けて倉庫として使用していたところ、平成26年2月26日付けで土地建物1に係る行政財産使用不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を受けたことから、本市に対し、本件不許可処分の取消し及び市長が原告に対し土地建物1に係る行政財産使用許可処分を行うことの義務付け並びに原告が本市との間で土地建物1と此花区西九条5丁目20番の原告所有の土地及び同土地上に所在する原告所有の建物（以下「土地建物2」という。）とを適正な精算を行った上で交換する地位にあることの確認を求めて訴えを提起し、本市は、土地建物1を本件不許可処分を受けた後も不法に占有する原告に対し、土地建物明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するもの

第2 和解の要旨

- 1 原告は、本市に対し、解決金として金3,610,000円及び土地建物1に係る使用料相当損害金として金681,768円の合計金4,291,768円を支払う。

2 本市及び原告は、土地建物 1 と土地建物 2 とを交換する。

平成29年 3 月 2 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

行政財産使用不許可処分取消請求事件、行政財産使用許可処分請求事件及び土地建物明渡等請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。